

議提第 4 号

白石市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び白石市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和 5年 6月21日

提出者	白石市議会議員	<u>佐久間 儀 郎</u>
賛成者	白石市議会議員	<u>松 野 久 郎</u>
〃	〃	<u>佐 藤 秀 行</u>
〃	〃	<u>大 森 貴 之</u>
〃	〃	<u>平 間 知 一</u>
〃	〃	<u>伊 藤 勝 美</u>
〃	〃	<u>保 科 善一郎</u>

白石市議会議長 小 川 正 人 殿

白石市議会委員会条例の一部を改正する条例

白石市議会委員会条例（昭和42年白石市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第7条中「9人」を「8人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出される議員の任期が始まる日から適用する。

白石市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 案 行
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 総務産業建設常任委員会 <u>8人</u> 総務部、市民経済部、建設部、会計課、上下水道事業所、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 厚生文教常任委員会 <u>8人</u> 保健福祉部及び教育委員会の所管に属する事項 (資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、<u>8人</u>とする。</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 総務産業建設常任委員会 <u>9人</u> 総務部、市民経済部、建設部、会計課、上下水道事業所、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 厚生文教常任委員会 <u>9人</u> 保健福祉部及び教育委員会の所管に属する事項 (資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、<u>9人</u>とする。</p>